

岩手県告示第742号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 盛岡市小貝沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第736号）による変更後の盛岡市小貝沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 2 (1) 名称 雫石町篠崎鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第737号）による変更後の雫石町篠崎鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 3 (1) 名称 八幡平市安比高原鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第737号）による変更後の安代町安比高原鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 4 (1) 名称 早池峰山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第738号）による変更後の早池峰山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 5 (1) 名称 三陸町首崎鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第737号）による変更後の三陸町首崎鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 6 (1) 名称 宮古市佐賀部鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第737号）による変更後の田老町佐賀部鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 7 (1) 名称 宮古市刈屋鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第737号）による変更後の新里村刈屋鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 8 (1) 名称 洋野町青菜畑鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第737号）による変更後の大野村青菜畑鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 9 (1) 名称 普代村黒崎鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年岩手県告示第737号）による変更後の普代村黒崎鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

10(1) 名称 野田村横合鳥獣保護区

(2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成20年岩手県告示第737号)による変更後の野田村横合鳥獣保護区の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。